

件名：新型コロナウイルス感染症（外出規制の一部緩和策の変更等）

<ポイント>

- 1日より開始した緩和策の日数に変更されました。
- ガソリン給油等の際、外貨携行による犯罪被害に遭わないよう留意してください。
- 6日、新規感染者が最大を記録しました。引き続き予防に努めてください。

<本文>

1 5日、デルシーロドリゲス副大統領は、1日より開始した外出規制の一部緩和策について、当初発表した10日毎に5日間の外出規制緩和日を、7日間の緩和後7日間の外出規制に変更すると発表しました。これにより、8日（月）から7日間外出規制が再開され、15日（月）から7日間緩和されることとなります。

2 1日から新しいガソリン価格体系が導入されましたが、依然として給油待ちの行列が各地で見られます。特に、ガソリン価格に米ドルによる支払いが設定されたことにより、この外貨を持っている人を狙った犯罪の増加が予想されますので、十分気をつけてください。

3（1）ベネズエラ政府の発表によれば、6日の新型コロナウイルス新規感染者数が171名になり、これまでで最大を記録しました。ベネズエラでの感染者数等の累計は、7日までの累計で、症例数が2,377名、死亡者数が22名、治癒数が487名と発表しています。

（2）ベネズエラ政府によれば、最近、スリア州の市場でクラスターが発生したと述べています。同州在住の方は、特に留意してください。

（3）6日の新規感染者数171名のうち、市中感染者65名に対して、他国から帰還した市民による輸入感染者は106名に上っており、引き続き、輸入症例が多数を占めています。これらの状況を受けて、報道によれば、ベネズエラ政府は、コロンビアからの陸路による帰還ベネズエラ人の受け入れ人数を限定すると報じられています。

（4）以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

（5）ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

[https://drive.google.com/file/d/146\\_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view](https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view)

（6）日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

（7）新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

4 引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止が継続されています。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されてい

る場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ： <http://www.ve.emb-japan.go.jp/>